

令和元年度名古屋市教育委員会第26号議案

名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会の設置に伴い、規定の整備を行います。

- (1) 当該審議会に関する事務を、総務部教育環境計画室の分掌に加えます。
- (2) 当該審議会の委員の委嘱について教育委員会の議決事項とします。

2 施行期日

令和元年11月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年10月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則及び教育長等専決規則の一部を改
正する規則

(名古屋市教育委員会事務局規則の一部改正)

第1条 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第
9号）の一部を次のように改正する。

第3条総務部教育環境計画室の項に次の1号を加える。

(10) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

第9条第3項の表総務部の項中

「			を
子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃 止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推 進に関すること。	3	
」			

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。 3 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。	3
-------------------------------	--	----------

改める。

（教育長等専決規則の一部改正）

第2条 教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第13号中「教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員」の次に「、子どもいきいき学校づくり推進審議会委員」を加える。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市教育委員会事務局規則（抜すい）

改 正 案				現 行			
第 3 条 前条の課及び室の分掌事務は、 次のとおりとする。 総務部 総務課 企画経理課 人権教育室 教育環境計画室 (1)～(9) (略) (10) <u>子どもいきいき学校づくり推進 審議会に関すること。</u> 学校整備課 (略) 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 第 9 条 (略) 2 (略) 3 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する 主幹を置く部、その分担事項及びその 数は、次表のとおりとする。				第 3 条 前条の課及び室の分掌事務は、 次のとおりとする。 総務部 総務課 企画経理課 人権教育室 教育環境計画室 (1)～(9) (略) 学校整備課 (略) 教務部 子ども応援委員会制度担当部 指導部 生涯学習部 第 9 条 (略) 2 (略) 3 第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する 主幹を置く部、その分担事項及びその 数は、次表のとおりとする。			
主幹を 置く部	表示す る分担 事項	分担事項の細目	主 幹 の 数	主幹を 置く部	表示す る分担 事項	分担事項の細目	主 幹 の 数

総務部	(略)		
	子ども いきい き学校 づくり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。	3
		2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	
		3 <u>子どもいきいき学校づくり推進審議会</u> に関すること。	
(略)			
(略)			

総務部	(略)		
	子ども いきい き学校 づくり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。	3
		2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	
		(略)	
(略)			

2 教育長等専決規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第1条 教育長は、教育委員会の権限に属する教育事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき観光文化交流局長及び子ども青少年局長に補助執行させる事務を除く。）のうち、次に掲げる事項を除いたもの（以下「専決事項」という。）を専決することができる。 (1)～(12) (略) (13) 教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員、<u>子どもいきいき学校づくり推進審議会委員</u>、産業教育審議会委員、いじめ対策検討会議委員、	第1条 教育長は、教育委員会の権限に属する教育事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき観光文化交流局長及び子ども青少年局長に補助執行させる事務を除く。）のうち、次に掲げる事項を除いたもの（以下「専決事項」という。）を専決することができる。 (1)～(12) (略) (13) 教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員、産業教育審議会委員、いじめ対策検討会議委員、社会教育委員、図書館協議会委員、スポーツ

社会教育委員、図書館協議会委員、スポーツ推進審議会委員、瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員、文化財調査委員会委員、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員、博物館協議会委員、美術館協議会委員及び科学館協議会委員を任命し、又は委嘱すること。 (14)～(17) (略) 2～4 (略)	推進審議会委員、瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会委員、文化財調査委員会委員、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員、博物館協議会委員、美術館協議会委員及び科学館協議会委員を任命し、又は委嘱すること。 (14)～(17) (略) 2～4 (略)
---	---